

令和7年第10回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和7年8月28日(木) 11時00分～11時28分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 桑原昭佳

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、教育総務課長補佐(大久保恵子)、
学校教育課長(吉村浩一)、学校教育課長補佐(川波麻理、平田隆輔、栗原美紀)、
教育施設課長(斎藤浩)、生涯学習課長(松村浩史)、生涯学習課長補佐(石川律子)、
文化課長(瀬尾善忠)、文化課文化財保護推進室長(樋口嘉彦)

書記

教育総務課総務係長(瓜生知世理)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第30号 令和7年度教育に係る補正予算

議案第31号 財産の取得(生徒用学習端末機器)

議案第32号 飯塚市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第33号 飯塚市給食運営審議会委員(臨時委員)の委嘱又は任命

議案第34号 令和7年度教育に係る補正予算(追加)

(2) 報告事項

報告第23号 飯塚市児童センター等運営委員会委員の委嘱について(補助執行事務)

報告第24号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例附則の
規則で定める日を定める規則

報告第25号 第43回飯塚市少年の船事業本研修の実施報告について

(3) 協議事項

① 教育行政について

◆令和7年第10回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和7年8月28日(木) 11時00分～11時28分)

○上田委員

ただいまより令和7年第10回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第30号 令和7年度教育に係る補正予算

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

議案第30号「令和7年度教育に係る補正予算」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。提案理由につきましては、令和7年度一般会計補正予算について、別紙のとおり市議会に提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第10号の規定により、本案を提出するものです。

議案書2ページの補正予算概要書をお願いいたします。教育に係る歳出予算の金額は、議案書2ページ右上の表に記載しております。一般会計で79万5千円を追加し、補正後の予算総額を62億2,562万8千円とするものです。

文化課の補正予算についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。

まず、歳出の4目文化財保護費、嘉穂劇場保存整備事業費でございます。嘉穂劇場は、附属建物の一部解体及びトイレの整備を行い、令和8年度秋の利用再開を目指しております。これまでの閉館期間が4年経過しておりますので、嘉穂劇場への関心を喚起し、再開までの期待感を醸成するため、解体工事前の施設見学会と昔の嘉穂劇場の写真などを展示する企画展を開催いたします。その費用79万5千円の増額となっております。

以上、簡単ではございますが文化課の補正予算説明を終わります。

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

併せまして、学校教育課の予算を説明いたします。議案書の2ページをお願いします。学校教育課からは、児童クラブ及び児童センター運営委託料の長期継続契約に係る債務負担行為を要求しております。

これまで、児童クラブの運営と児童センター・児童館の運営につきましては、単年度の随意契約としておりましたが、令和8年度から10年度までの3年間の複数契約形態とするものです。複数年契約により、委託業者が支援員を継続的に雇用することが可能になることや、長期的な展望による運営が可能となる等のメリットがあり、結果として子どもたちにとって、より一層安心・安全で充実した居場所の提供ができると考えております。

委託料の限度額につきましては、令和8年度から10年度までの各年度ともに、6億1,133万6千円となっております。令和7年度につきましては契約行為のみとなるため、支出はございません。

この時期に債務負担行為を要求した理由といたしましては、可能な限り早い時期に複数年契約に移行するためです。今年度中に公募型プロポーザルを実施して、次期委託業者を選考し、決定業者との契約締結、運営に関する調整、保護者への説明・周知等の準備期間を設ける必要があったためでございます。

以上、議案第30号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第31号 財産の取得(生徒用学習端末機器)

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第31号「財産の取得(生徒用学習端末機器)」についてご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、財産の取得(生徒用学習端末機器)について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第10号の規定により、本案を提出するものです。

議案内容についてご説明いたします。議案書4ページをお願いいたします。

取得する財産は生徒用学習端末機器3,723台、取得価格は1億8,183万1,320円、契約の相手方は飯塚市伊岐須471番地5、株式会社トータルオフィス筑豊営業所所長の鈴木充行です。契約の方法は、指名競争入札となっております。

GIGAスクール構想に基づき、令和2年3月に整備しました一人一台端末につきまして、「端末整備・更新計画」に従い、順次、更新を実施するものです。今年度の買い替えにつきましては、中学校生徒用の端末更新を進めております。なお、予定価格が2,000万円を超過しておりますので、契約の締結には議会の議決を要することとなっております。

以上、簡単ではございますが、議案第31号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第32号 飯塚市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

《説明：生涯学習課長(松村浩史)》

議案第32号「飯塚市公民館条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。イイズカコミュニティセンターにつきましては、本年5月から大規模改修を実施しております。改修後におきましては、部屋の名前変更や一部の貸室の所管替等を行うことから、今年2月議会におきまして「イイズカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例」の議決を得まして、関係条例の改正を行なっております。

今回の本議案につきましては、その関係条例の一つでございます「飯塚市公民館条例」の施行規則の一部を改正するものでございます。

6ページをお願いいたします。施行規則の改正前後の比較表を記載しております。左側が改正後、右側が改正前でございます。

改正する内容でございますが、まず「利用の許可の申請」の「第2条」の部分ですが、公民館の利用許可の申請書の提出時期につきましては、これまで実際の運用におきまして、地区交流センターと同様に、「6か月前の月の初日から当日まで」受け付けておりました。今回の改正を機に、取り扱いを明確化したということで、第2条の第2項に「6か月前の月の初日から利用しようとする日までに提出する」旨の規定を追加したということです。

次に、その下の表の部分になりますが、各種設備の入れ替え等がございますので、別表第1と8ページにある第2を整理して、表全体を改正しております。これら設備等の変更につきましては、附属設備の劣化や代替設備の確保による削除や表記変更、また冷暖房設備を使用する部屋の配置や名称等が主な変更内容となっております。

この表ではわかりづらいと思ひまして、議案書10ページに変更部分をまとめて記載しております。そちらをご覧ください。左側が改正後、右側が改正前、一番右にどのような内容なのか、まとめております。

上段の表は附属設備の改正一覧表となっております、下の段は冷暖房設備の表となっております。右の欄に記載しておりますが、削除する設備、追加する設備、表記を変更する設備の順に記載しております。なお、削除する設備につきましては、機器の劣化状況、使用頻度、代替機器類の確保等を考慮して選定しております。次に、下段の表には、冷暖房設備を使用する部屋について、これも削除、追加、並びに表記の変更の順に記載しております。

なお、今回の各附属設備及び冷暖房設備使用料につきましては、現状と同等の機能等を有した設備を配置するとともに、その使用料の金額につきましても現状と同額としております。

以上簡単ではございますが、議案第32号について説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第33号 飯塚市給食運営審議会委員(臨時委員)の委嘱又は任命

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第33号「飯塚市給食運営審議会委員(臨時委員)の委嘱又は任命」についてご説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。提案理由としましては、飯塚市給食条例施行規則第11条の規定に基づく専門部会の設置に伴い、同施行規則第8条第2項及び第4項の規定により、今回給食調理等業務委託契約の期間満了を迎える、小中一貫校飯塚鎮西校及び八木山小学校につきまして、民間委託業者の選考を行うため、専門的な協議及び検討を行う必要があることから、臨時委員を委嘱するため本案を提出するものでございます。

議案書12ページをお願いいたします。資料に記載しておりますように、臨時委員の5名は、今回の委託実施校からPTA代表の方1名、また、教育委員会において認める者として栄養教諭3名、福岡県教育庁筑豊教育事務所代表の1名、合計5名の委嘱をお願いするものでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。こちらは飯塚市給食運営審議会委員名簿となります。既に委嘱しました同運営審議会委員の任期は2年となっておりますが、臨時委員の任期につきましては、臨時委員の審議すべき事項の審議が終了するまで、となっております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第34号 令和7年度教育に係る補正予算(追加)

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

議案第34号「令和7年度教育に係る補正予算(追加)」についてご説明いたします。

議案書の14ページをお願いいたします。提案理由につきましては、令和7年度一般会計補正予算について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第10号の規定により、本案を提出するものです。

議案書15ページの補正予算概要書追加分をお願いいたします。教育に係る歳出予算の金額を、議案書15ページ右上の表に記載しております。一般会計で49万9千円を追加し、補正後の予算総額を62億2,612万7千円とするものです。

文化課の補正予算についてご説明いたします。議案書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、鹿毛馬にあります国指定史跡である鹿毛馬神籠石の復原した水門が、今年8月10日の大雨により破損いたしました。その法肩を補修するもので、社会教育施設災害復旧費として49万9千円を計

上するものです。

以上、簡単ではございますが文化課の補正予算説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第23号 飯塚市児童センター等運営委員会委員の委嘱について(補助執行事務)

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

報告第23号「飯塚市児童センター等運営委員会委員の委嘱について(補助執行事務)」ご報告いたします。

議案書16ページをお願いいたします。本案は、児童センター及び児童館の円滑な運営を図るため、飯塚市児童センター及び児童館条例施行規則第8条の規定に基づく飯塚市児童センター等運営委員会委員の任期満了に伴い、飯塚市児童センター等運営委員会委員を委嘱したため報告するものです。

議案書17ページをご覧ください。こちらには飯塚市児童センター等運営委員会委員名簿を記載しております。委員の構成につきましては、小学校校長、民生委員児童委員協議会、子ども会指導者連絡協議会の各代表者、児童クラブの保護者等の児童健全育成に係る団体関係者に加え、一般公募3名を含む計11名となっております。なお、委員の任期は、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間です。

以上、簡単ではございますが、報告第23号「飯塚市児童センター等運営委員会委員の委嘱」について説明を終わります。

■報告第24号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例附則の規則で定める日を定める規則

《説明：生涯学習課長(松村浩史)》

報告第24号「イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例附則の規則で定める日を定める規則」についてご報告します。

議案書の18ページをお願いいたします。今回の規則の内容につきましては、平たく申しますと、現在改修工事を行っておりますイイヅカコミュニティセンターの再開館日を定めるものでございます。

イイヅカコミュニティセンターにつきましては、先ほど議案第32号でもご説明いたしましたように、改修工事に伴いまして、関係条例の改正を行なっておりますが、条例附則におきまして、施行日を規則で定めるものとしておりました。このことから、現在、工事着工から毎週1回の工程会議に参加し、工事の進捗状況を確認してございまして、開館再開時期について関係課や受注者と協議した結果、当初の予定通り、令和8年3月1日に開館出来る見込みとなっております。

このことから、市長部局の関係部署とも調整等を行いまして、議案書19ページの下から4行目のところになりますが、先述の条例の附則の規則で定める日を令和8年3月1日と定めるため、規則を制定いたしましたので、ご報告させていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第25号 第43回飯塚市少年の船事業本研修の実施報告について

《説明：生涯学習課長(松村浩史)》

報告第25号「第43回飯塚市少年の船事業本研修の実施報告について」についてご説明いたします。

議案書の20ページをお願いいたします。第43回飯塚市少年の船事業本研修につきましては、子ども団員、ジュニアリーダー、シニア団員、役員、指導員等、総勢65名で、8月1日金曜日から4日月曜日までの

3泊4日の工程で、沖縄県を訪問いたしました。

訪問地及び研修地につきましては資料中央部記載のとおりでございます。沖縄県では、沖縄の生活・文化、自然・環境の違いを体感するとともに、うるま市石川地区で、地元子どもたちとの交歓会、また、平和祈念公園や平和祈念資料館では、戦争の悲惨さと平和の尊さを学ぶなど、本研修を通じて、次の世代を担うリーダーの育成に努めました。

今年も、現地において天候はおおむね良好であり、往路、復路ともに飛行機での移動となりましたけれども、本研修の全工程を無事に実施することができております。今後につきましては、

9月20日土曜日から21日日曜日にかけて、本研修等の様子を写した写真展を穂波交流センター大ホールで開催する予定としております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○大隈委員

お疲れ様でした。本来であれば、今日欠席の高石委員がきっと意見を述べられるところですが、本日は私が代わりに質問をさせていただきます。

質問ではないのですが、子どもたち33人、役員・指導員32人が参加されて、マンツーマン状態で濃い体験をたくさんできたのではないかと思います。私事で結団式と解団式も行けなかったのですが、私の子どもも参加したことがありまして、本当に良い経験ができたと思います。そして今回も、学校の先生が2名参加することによって、先生方もとても良い経験ができたと思いますし、学校の教員としての資質にもプラスになったと思います。

今回、定員に対して33名ということちょっと少なかったように思います。来年度はもっともっと広報も頑張っていただいて、たくさん子どもたちが参加できるようにお願いいたします。お疲れ様でした。

○生涯学習課長

来年度の参加者の募集につきましては、実行委員のみなさんと協議しながら、改善点を見つけて、やっていきたいと思っております。ありがとうございます。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第10回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和7年9月22日（月）14：00からです。